

# 加賀市週休２日工事 実施要領

## 1 主旨

建設業の働き方改革を推進するため、建設現場において週休２日（４週８休相当）に取り組む「加賀市週休２日工事」（以下、週休２日工事という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

## 2 用語の定義

### （１）月単位の週休２日

工期内の対象期間において、全ての月で週休２日（４週８休相当）の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら全ての月での週休２日（４週８休相当）の休日確保するもの。

### （２）通期の週休２日

工期内の対象期間において、週休２日（４週８休相当）の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら週休２日（４週８休相当）の休日確保するもの。

## 3 対象工事

対象工事は、次のいずれかによる方式により発注するものとし、特記仕様書において対象工事を明記する。

### （１）週休２日工事（現場閉所）

原則土日を現場閉所とし休日とする。原則全ての工事を対象とする。

### （２）週休２日工事（交替制）

従事者を交替しながら、従事者の休日確保する。社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な次に例示する工事を対象とする。

- ・維持工事など緊急性が高く、土日に作業が必要となる工事
- ・昼夜を問わず 24 時間体制で作業が必要となる工事
- ・現場条件や供用までの制約があるなど、休日確保が困難と認められる工事
- ・災害復旧工事など社会的要請により休日確保が困難な工事

## 4 対象外工事

次に例示する供用時期、施工時間、施工方法などに特別な制約がある週休２日の確保が困難な工事については、対象外とする。

- ・自然災害に対する復旧工事であって、早急な復旧が必要となる工事
- ・その他、特別な制約がある工事

## 5 取組内容

### 5-1-1 週休２日工事（現場閉所）の工期設定

原則として次の（１）により工期設定することとするが、これによりがたい場合は（２）によることができるものとする。

#### （１）標準日当り施工量及び年間作業不可能率による設定（工期設定支援システム）

実工期（施工量／標準日当り施工量）に年間作業不可能率（国の年間作業不可能率に準拠）を乗じた日数に、準備、後片付けの日数（下表）を合計した日数とする。（営繕工事は除く）

| 全体工期                  |                              |                  |
|-----------------------|------------------------------|------------------|
| 準備<br>工期毎設定(※30～90 日) | 工事期間<br>[施工量／標準日当り施工量] × 1.9 | 後片付け<br>20 日     |
| 準備日数                  | 後片付け日数                       | 工種区分             |
| 30                    | 20                           | 砂防・地すべり等、河川維持    |
| 40                    |                              | 河川、河川・道路構造物、道路改良 |
| 50                    |                              | 舗装（新設）、道路維持      |
| 60                    |                              | 橋梁保全、舗装（修繕）      |
| 70                    |                              | P C 橋            |
| 80                    |                              | 共同溝等、トンネル        |
| 90                    |                              | 鋼橋架設、電線共同溝       |

## （２）過去の実績等による設定

土木工事積算資料の過去の実績等による工事日数を参考に工期を設定することとする。なお、週休２日を考慮するため、４週当たり２日を加算し工期を設定すること。営繕工事や送水管耐震化事業など、積算資料に掲載がないものについても、詳細設計業務等において作成した施工計画や過去の実績を考慮のうえ工期を設定することとし、週休２日を考慮するため、原則として、４週当たり２日を加算すること。

※令和３年度から令和５年度にかけて実施した受注者への加賀市週休２日モデル工事アンケートより、「４週５休から７休」による請負業者の勤務体系が多いことを考慮し、過去の実績に４週当たり２日を加算する。

## ５－１－２ 週休２日工事（交替制）の工期設定

原則として、４－１－１（１）、（２）と同様とするが、災害復旧工事の特殊性や出水期など、現場条件の制約等についても考慮して工期設定することとする。

## ５－２ 工事看板

受注者は、工事現場に週休２日に取り組むことを記載した工事看板（別図１又は２）を設置することとする。

## ５－３－１ 週休２日工事（現場閉所）の工程管理

### （１）工事着手前

受注者は、工事着手前に休日取得〔計画〕表（様式１）を作成し、監督員に提出・共有することとする。

### （２）工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得〔計画〕表（様式１）を修正し、監督員に提出・共有することとする。

### （３）工事完了時

受注者は、工期最終日までに、休日取得〔実績〕表（様式１）を作成し、監督員に提出することとする。

### 5-3-2 週休2日工事（交替制）の工程管理

#### （1）工事着手前

受注者は、工事着手前に休日取得〔計画〕表（様式3）を作成し、監督員に提出・共有することとする。

#### （2）工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得〔計画〕表（様式3）を修正し、監督員に提出・共有することとする。

#### （3）工事完了時

受注者は、工期最終日までに、休日取得〔実績〕表（様式3）を作成し、監督員に提出することとする。

## 6 週休2日の定義

### 6-1 週休2日工事（現場閉所）

工期内の対象期間において、週休2日（4週8休相当）の現場閉所を確保することとする。月単位の4週8休相当とは、工事着手日から工事完了日の内、月毎の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### （1）対象期間

工事着手日から工事完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

#### （2）工事着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

#### （3）工事完了日

工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

#### （4）現場閉所

- ・工事施工箇所において材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡視等は現場閉所とする（出来形計測等は不可）。
- ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。

## 6-2 週休2日工事（交替制）

工期内の対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日（4週8休相当）の休日を確保することとする。月単位の4週8休相当とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

通期の4週8休相当とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

### （1）対象期間

工事着手日から工事完了日までのうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

### （2）工事着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

### （3）工事完了日

工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

## 7 週休2日の確認方法

### 7-1 週休2日工事（現場閉所）

発注者は、5-3-1の休日取得〔実績〕表（様式1）に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこととする。

- ・対象期間（工事着手日～工事完了日）
- ・週休2日（4週8休相当）の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

### 7-2 週休2日工事（交替制）

発注者は、5-3-2の休日取得〔実績〕表（様式3）に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこととする。

- ・対象期間（工事着手日～工事完了日）
- ・週休2日（4週8休相当）の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

## 8 費用

### 8-1 週休2日工事（現場閉所）

- ・当初設計から現場閉所による月単位の週休2日を達成した場合の補正係数（現場閉所）を各経費に乗じた積算を行う。

- ・工事完了時に現場閉所の達成状況を確認し、月単位の４週８休に満たないものは通期の週休２日の補正係数に変更するものとし、やむを得ず通期の４週８休にも満たない場合は補正分を減額する。

## ８－２ 週休２日工事（交替制）

- ・当初設計から交替制による月単位の週休２日を達成した場合の補正係数（交替制）を各経費に乗じた積算を行う。
- ・工事完了時に達成状況を確認し、月単位の４週８休に満たないものは通期の週休２日の補正係数に変更するものとし、やむを得ず通期の４週８休にも満たない場合は補正分を減額する。

## ９ 発注方式

### ９－１ 発注者指定方式

- ・週休２日工事（現場閉所・交代制）において、月単位の週休２日に取り組む旨を明記するとともに、月単位の週休２日を達成した場合の補正係数での積算を行う。

### ９－２ 受注者希望方式

- ・週休２日工事（現場閉所・交代制）において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休２日の取組について協議することを明記するとともに、月単位の週休２日を達成した場合の補正係数での積算を行う。なお、協議において、通期の週休２日の取り組みとなった場合、補正係数を変更するものとする。

## １０ 評価

週休２日の達成が確認できた場合は、施工上の誠意（第二次評価）における「施工配慮」において、加点を行う。

週休２日工事において、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られない場合や、週休２日の実施について虚偽報告を行った場合は、法令遵守等（第二次評価）における「その他」において、減点を行う。

### １１ その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、受注者と発注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、令和３年４月１日から適用する。

附則

この要領は、令和６年４月１日から適用する。

附則

この要領は、令和６年１０月１日から適用する。

■工事看板参考図（別図１）

|                             |                                     |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| ご協力をお願いします                  |                                     |
| 〇〇〇〇〇〇を<br>なしています           |                                     |
| 令和〇年〇月〇日まで<br>時間帯 〇：〇〇～〇：〇〇 |                                     |
| 〇〇〇〇〇工事                     |                                     |
| 発注者                         | 加賀市〇〇課<br>電話番号 0761 - 00 - 0000     |
| 施工者                         | 〇〇〇〇建設株式会社<br>電話番号 0761 - 00 - 0000 |
| この工事は、週休２日工事です              |                                     |

- ・工事看板に「この工事は、週休２日工事です」と記載する。

※営繕工事の工事看板参考図（別図２）

|                |                     |          |  |
|----------------|---------------------|----------|--|
| 工事名            | 〇〇〇〇〇工事             |          |  |
| 工期             | 自令和〇年〇月〇日～至令和〇年〇月〇日 |          |  |
| 発注者<br>(監修)    | 加賀市〇〇課              |          |  |
| 設計             |                     |          |  |
| 監理             |                     |          |  |
| 施工             | 建築                  | 〇〇〇〇株式会社 |  |
|                | 電気                  | 〇〇〇〇株式会社 |  |
|                | 機械                  | 〇〇〇〇株式会社 |  |
| この工事は、週休２日工事です |                     |          |  |